

博物館法（昭和26年法律第285号）第29条の規定に基づき、次のとおり博物館に相当する施設として指定した。

令和4年3月11日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

指定番号	指定年月日	設置者の名称	施設の名称	所在地
岩手第7号	令和4年3月3日	岩手県	岩手県立平泉世界遺産ガイドセンター	西磐井郡平泉町平泉字伽羅楽 108番地1